

ごみ分別パンフレットの確認を

2月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の分別を

ごみみの試行収集を開始

4月から町の一般廃棄物は帯広市の「くりりんセンター」へ搬入することになります。この搬入先の変更によって、分別方法が大きく変わるため、町民の皆さんに2月から試行的に新しい分別収集に取り組んでいただきます。現在の町指定のごみ袋を使用して「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分類します。収集日は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」で違いますので、「ご注意ください」。



従来のごみ分別は、大枠で「一般ごみ（可燃・不燃混合）」と「粗大ごみ」「資源ごみ」の3つですが、くりりんセンターへの搬入により、一般ごみの中の可燃と不燃ごみの分別を行わなければなりません。町では4月からの実施に向けて、2月からの2か月間を試行期間として、皆さんに新しい収集日程や分別方法を経験していただきます。住みよい浦幌を創るため、ごみの減量・分別徹底・再資源化・再利用にご協力をお願いします。今月号では、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の分別の注意事項についてお知らせします。収集日程や分別方法など詳しくは、昨年各ご



燃やせるごみ
注意事項1(パンフレット)

家庭に配布した「浦幌町ごみ分別パンフレット（以下「パンフレット」という）」と「収集一覧表」をご覧ください。
※分別のまぎらわしいものは、パンフレットP11～P15の分別辞典をご活用ください。
※スパーの買い物袋やダンボールなど町指定ごみ袋以外に入れられたごみは収集できません（有害ごみの混入など中身が確認できないため）。
※町指定ごみ袋に穴が開いた場合は、市販の透明な袋に中身を移し替え、穴の開いた町指定ごみ袋をかぶせて入れて出してください。

燃やせるごみの収集日

■火曜日（毎週）

十勝太、吉野、共栄、光南

■火曜日（第1・3）

万年、平和、瀬多来

■火曜日（第2・4）

静内、養老、愛牛、豊北、朝日、生剛、統太

■水曜日（毎週）

北栄1～2区、帯富、厚内、本町、栄町1～2区、緑町、上浦幌地区（道道本別浦幌線貴老路まで）、常豊、常室、円山、留真

■水曜日（第1）

上厚内、直別、上浦幌地区（国道274号沿い、川上近隣センターまで）

■水曜日（第2）

上浦幌地区（川流布線、川流布会館まで）

■水曜日（第3）

上厚内、直別、道道本別浦幌線、宝生7・8号線、相川線、上浦幌幹線沿い（合流、美園間）

■水曜日（第4）

相川線、相川川西線沿い（相川、美園間）

■木曜日（毎週）

南町1～2区、住吉町1～2区、桜町、新町、東山町1～2区

■木曜日（第2・4）

稲穂、幾千世

■金曜日（毎週）

宝町1～3区、末広町、材木町、北町1～3区、寿町、幸町

▽生ごみ 水分がある場合は、水分をよく切ってから出してください。
▽食用油 古布・紙に染み込

ませるか、凝固剤を使用してください。
▽紙類 紙おむつを出す場合は、汚物をトイレに流し、取

り除いてください。
▽布類 シャツ、シーツ、タオル、ネマキなど衣類で再利用できるものは工業用ウエス

■直接搬入

試行期間中は13時まで一般廃棄物処理センターに直接搬入できません。家庭系・事業系ともに13時～16時までの受入となります。

なお、直接搬入の場合は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の分別は必要ありません（昨年12月に回覧しました公文書では、分別を行うよう記載していますが誤りですのでお詫びして訂正します）。

■日曜日の受入

2月5日(日)と3月5日(日)の2回のみです。

■資源ごみ収集・粗大ごみ

従来のとおりです。

商店、官公庁、工場などの事業系一般廃棄物の収集運搬処理は、「浦幌町事業系ごみ収集・運搬・処理に関する希望事業者団体準備委員会」において(株)サクシンが選定され収集運搬処理を行うことになりました。

同社では4月からの実施に向け準備を行っておりますが、まだ収集運搬の契約手続きをされていない事業者の方は、早急に手続きを済ませてください。

■連絡先 株式会社サクシン
(TEL 576 - 3750)

ごみ処理方法を変更することにより、ごみ袋、粗大ごみシールの取扱に伴う手続きも変わります。

ごみ処理袋および粗大ごみシールは「浦幌町収入証紙条例」で定める証紙による収入の方法により徴収することになります。これにより、現在の町指定取扱所においても、新たな手続きが必要となります。

浦幌町収入証紙取扱店として希望される方は2月15日(水)までに役場町民課生活環境係へ電話でご連絡ください。収入証紙取扱店指定申請書を送付します。審査し決定後、取扱店指定証を発行します。取扱店についてご協力をお願いします。

◎お問合せ先 役場町民課生活環境係 (TEL 576 - 2111 内線 112・132)

として古布回収に出してください(パンフP4)。
 ▼木くず ごみ袋に入りきらない大量の枝などは粗大ごみとして出してください(パンフP5)。
 ▼その他 木製類、草、ペットの糞や砂、生理用品など衛生処理をしなければならぬもの。



燃やせないごみ

▽金属類 ジュース、お茶などのアルミ缶やスチール缶は

資源ごみとして出してください(パンフP3)。
 ▼プラスチック製品 ポリバケツ、歯ブラシ、文房具など原型のまま使用され破損や不要となったもの(資源ごみとして出せる物は中身を使い切った容器や包装に使用したレジ袋などパンフP4)。
 ▼せともの、ガラスくず、刃物 刃物は危険が無いよう紙などで包んでください。
 ▼その他 ドライヤー、革製品、ゴム長靴など燃やすことができないもの。

燃やせないごみの収集日

■月曜日(第1)

桜町、新町、東山1～2区、南町1～2、宝町1～3区、北町1～3区、末広町、材木町

■月曜日(第2)

十勝太、静内、養老、愛牛、豊北、厚内、上厚内、直別、吉野、共栄、平和、光南、万年、本町、栄町1～2区、緑町

■月曜日(第3)

桜町、新町、東山1～2区、南町1～2、宝町1～3区、北町1～3区、末広町、材木町、稲穂、幾千世

■月曜日(第4)

十勝太、朝日、生剛、統太、厚内、吉野、共栄、光南、万年、本町、栄町1～2区、緑町

■火曜日(第1)

幸町、寿町、住吉町1～2区

■火曜日(第2)

上浦幌(貴老路神社線、川流布線、宝生7・8号線方面)、瀬多来、留真、円山、常室、常豊、北栄1～2区、帯富

■火曜日(第3)

幸町、寿町、住吉町1～2区

■火曜日(第4)

上浦幌(国道274号線沿い、相川線、相川川西線、上浦幌幹線方面)、留真、円山、常室、常豊、北栄1～2区、帯富

- 市街地区および道道本別浦幌線は月2回収集。
- 上浦幌地区は2地区に分けて収集。
- 有害ごみ(乾電池、蛍光灯など)は市販の透明袋に入れ、燃やせないごみ袋と別袋で出してください。